

話し合いからはじめる自衛消防訓練



自治会等の集まりの場などで、「防火について話し合うこと」も自衛消防訓練となります。

例えば、共用部の清掃や草刈、何かの集まりの際に、以下のことを話し合ってみましょう。

- 消火器・非常ベルの設置位置の確認
- 避難経路の確認
- 避難場所の確認（避難所・二次避難所など）

地域の防災訓練参加からはじめる自衛消防訓練

市や区などが実施する地域の防災訓練に参加することでも、自衛消防訓練となります。

訓練を実施又は参加する際は、あらかじめ消防署に自衛消防訓練通知書を提出してください。また、公社への連絡もお願いします。



☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

担当：都営管理課 都営管理係

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

- 公社では、防火管理担当が訓練の実施に向けた支援を行っています。ぜひお問い合わせください。

ナビダイヤルはこちらへ

☎0570-03-0071

ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスご利用の方はこちら

☎03-6279-2652